

加盟団体実施事業負担金交付事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この取扱要領は、公益財団法人長野市スポーツ協会（以下「この法人」という。）の加盟団体が行う事業に対し、予算の範囲内で加盟団体実施事業負担金（以下「負担金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(交付額の算定)

第2条 次の各号に掲げる事項により、負担金の交付額を算定する。

(1) この法人は、加盟団体が提出する当該年度の事業実施計画書、予算書、並びに前年度の事業実施報告書、

決算書をもとに、毎年11月を目途に加盟団体とヒアリングを実施し、この結果をもとに負担金交付額を算

定し、理事会の決議を経て、3月末までに加盟団体へ交付額を内示するものとする。なお、ヒアリングの開

催については、別に通知する。

(2) 負担金交付額の算定にあたっては、加盟団体の予算規模及び事業量を算定基礎とする。

(負担金の交付申請)

第3条 負担金の交付申請をしようとする加盟団体は、加盟団体実施事業負担金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、理事長に提出しなければならない。

(1) 当該年度の事業実施計画書（任意の様式）

(2) 当該年度の予算書（任意の様式）

(3) 前年度の事業実施報告書（任意の様式）

(4) 前年度の決算書（任意の様式）

2 前項の提出書類の部数は1部とし、提出期限は別に通知する。

(交付の決定)

第4条 理事長は、前条の規定による申請を受けて負担金の交付を決定し、その旨を加盟団体に文書で通知するものとする。

(交付の条件)

第5条 次の各号に掲げる事項は、負担金の交付条件とする。

(1) 加盟団体が実施する競技人口の拡大、競技の普及・振興、加盟団体の組織充実・強化、競技力の向上のための主体的な取組みに対して負担金を支出する。

(2) 理事長は、加盟団体に対し、事業の遂行や負担金の執行状況について、必要に応じ報告させることができる。

(負担金の請求)

第6条 加盟団体は、負担金の支払いを受けようとするときは、加盟団体実施事業負担金請求書（様式第2号）を理事長に提出する。

(立入調査)

第7条 理事長は、負担金に関し必要があると認めるときは、加盟団体に対して報告を求め、又はこの法人の職員に帳簿書類その他を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(関係書類の保管)

第8条 加盟団体は、事業の経理について、帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後 10 年間保管しておかなければならない。

(改廃)

第9条 この取扱要領の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この取扱要領は、令和4年4月1日から施行する。